

議案第108号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 法第11条第1項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査		2 法第11条第1項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	
(1) [略]	[略]	(1) [略]	[略]
(2) 貯蔵所		(2) 貯蔵所	
ア～エ [略]	[略]	ア～エ [略]	[略]
オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
(ア)・(イ) [略]	[略]	(ア)・(イ) [略]	[略]
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,590,000円</u>	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>1,580,000円</u>
(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上1	1件につき <u>1,950,000円</u>	(ロ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上1	1件につき <u>1,940,000円</u>

00,000キロリ ットル未満のもの (ア) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満のもの (カ)～(ケ) [略] カ～シ [略] (3) [略]	1件につき <u>2,270,</u> <u>000円</u>	00,000キロリ ットル未満のもの (ア) 危険物の貯蔵最大 数量が100,00 0キロリットル以上 200,000キロ リットル未満のもの (カ)～(ケ) [略] カ～シ [略] (3) [略]	1件につき <u>2,260,</u> <u>000円</u>
3～32 [略]		3～32 [略]	

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。